

年金受給できる納付期間が10年に短縮

知らなきや損する

公的年金(国民年金や厚生年金)を受け取るために必要な「受給資格期間」が、8月から改正され25年以上から10年以上に短縮されます。

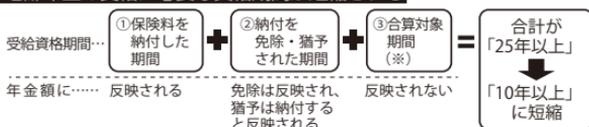
公的年金の歴史は、恩給や公務員の共済年金から始まり、

昭和17年に労働者の年金(19年に厚生年金に改称)、昭和36年に国民年金ができたことで、公的年金は国民皆年金になりましたが、それぞれの職業で年金制度は異なっていました。その後昭和61年に公的年金は、現在の仕組みになり、国民年金を基礎とする基礎年金制度が導入されました。これにより、国民年金は1階部分、厚生年金などが2階部分というように、2階建ての年金制度に改正されたのです。基礎年金制度では、会社員の場合、厚生年金の保険料を会社と折半して支払いますが、国民年金の保険料は同時に納付したことになります。

基礎年金制度の導入で、1階部分の国民年金が受け取れないと2階部分の厚生年金も受け取れなくなります。1階部分の国民年金を受け取るためには、加入期間が25年以上なければならないという受給資格期間を満たす必要があります。この受給資格期間は、図のように①保険料を納めた期間や②保険料を免除された期間、あるいは、学生の納付特例のような保険料猶予期間、③合算対象期間で、合計して25年以上にならないと老齢年金は一切受け取れませんでした。

8月からの改正では、この25年以上が10年以上(「10年年金」などと呼ばれています)に短縮されます。つまり10年以上の受給資格期間を満たせば、国民年金ばかりではなく、25年以上なければもらえなかった2階部分の厚生年金も受給することができます。日本年金機構から何回も①②③の受給資格期間の漏れがないか確認の書類が届いていると思い

老齢年金の受給に必要な資格期間が短縮される



※昭和61年3月以前に会社員の配偶者だった期間、平成3年3月以前に学生だった期間、海外に住んでいた期間などで、いずれも20歳以上60歳未満で国民年金の保険料を支払っていない期間

ます。特に③は年金額には反映されませんが、受給資格期間には合算できる期間、②は受給資格期間も増え、年金額も増える期間です。転職した人や結婚、離婚で名前が変わったことがある人は、年金記録が正しいかの機会にもう一度確認しましょう。

ただ、10年年金になったからと言って、10年しか納めなくてよいということではありません。受け取る年金額は、保険料を納めた期間で決まります。20歳から60歳まで40年間の国民年金保険料を納めた場合、国民年金額(老齢基礎年金額)は、満額の約78万円(月額6.5万円)、10年なら約19.5万円(月額1.6万円)です。年金額を増やす方法として、60歳以降の「任意加入」、納付し忘れていた保険料を支払う「追納」や66歳以降に請求を出す「繰下げ請求」があります。

8月1日時点で、受給資格期間が10年以上ある人で、新たに年金が受け取れるようになる人には、2月下旬ごろから日本年金機構よりお知らせが届きます。お知らせが届いても、公的年金は請求しないと受け取れません。また年金が支払われるのは、偶数月で後払いの2か月分です。8月に請求を出しても支給は10月からで、10月の年金は、8月・9月分の支給になります。



暮らしのマネープラン相談センター 所長
サードファイナンシャルプランナー 高橋 昌子

いしかわ暮らしのマネープラン

あなたの暮らしと財産を守るパートナー

■時間相談 …… 1時間まで3000円 2時間まで5000円

教育資金・老後資金・相続・住宅ローン・保険の見直しや商品選択、確定拠出年金など何でも相談できます

■マイホーム資金・住宅ローン相談 ……………… 3万円

無理のない予算額、頭金や購入時期、最適な住宅ローン・生命保険・火災保険など、マイホーム購入にまつわるマネープランについて何でも、マイホーム購入まで時間を気にせず相談できます

■退職資金・マネープラン相談 ……………… 3万円

退職後の手続き、年金や保険、退職資金計画など退職後の生活設計について何でも、時間を気にせず相談できます



暮らしのマネープラン相談センター 金沢市此花町3-2 [ライブ1ビル1F]

☎076-232-2038

要予約

(株)FPサポート研究所 <http://www.fpsl.co.jp/>

●平日/10:00~19:00 ●土日/10:00~17:00